

# 青森県報

第千四十二号

令和八年  
三月十八日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高年齢福祉保険課)……………一

○障害福祉サービス事業者の指定……………(福祉課)……………一

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(同)……………二

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課)……………二

○都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課)……………二

○右……………(同)……………三

### 教育委員会

○青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………(職員福利課)……………三

○青森県立郷土館規則等の一部を改正する規則……………(同)……………四

○青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則……………(学校教育課)……………四

### 人事委員会

○人事委員会規則七―五二(へき地手当等)の一部を改正する規則……………(事務局)……………五

### 公営企業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院管理局)……………五

## 告 示

### 青森県告示第百三十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和八年三月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏 名 和げん株式 会社	主たる事務所の 所在地又は住所 黒石市大字中町 二五の一	居宅サ ビスの種 類 訪問介護	居宅サ ビス事業を行う 事 業 所 名 称 所 在 地 和げん訪問 介護 黒石市大字黒石 字十三森一六四 の六	指 定 年 月 日 令和 八・三・一
---	---------------------------------------	--------------------------	---	-----------------------------

### 青森県告示第百三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和八年三月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サ ビス事業者 名 称 所 在 地	障害福祉 サビスの種 類	障害福祉サ ビスを行う 事 業 所 名 称 所 在 地	指 定 年 月 日
-------------------------------	--------------------	--------------------------------------	--------------

一部事務組合 下北医療センター	むつ市小川町一丁目二の八	短期入所	むつリハビリテーション病院	むつ市桜木町一三の一	令和八・三・一
--------------------	--------------	------	---------------	------------	---------

青森県告示第百二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和八年三月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	障害福祉サービス事業を行う事業所	所在地	廃止年月日
	株式会社エングジェルス	むつ市柳町四丁目三の三	共同生活援助	株式会社エングジェルスグループのホム天使の家	株式会社エングジェルスグループのホム天使の家	むつ市柳町四丁目二の一三	〃
	社会福祉法人サポーター虹センター	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池九六の三	就労継続支援B型	サポーター虹センターみらい	サポーター虹センターみらい	三戸郡五戸町大字倉石沢字石沢七二の一	令和八・三・三

青森県告示第百三十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第四項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和八年三月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名（名称）	西津軽郡深浦町大字沢辺字沢辺一二 沖見 一男	西津軽郡深浦町大字沢辺字山科九七の四 鶴田 十美男	西津軽郡深浦町大字岩崎字丸山三七 勢州谷 武夫	西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂三三の一 半田 清	新深浦町第四区域 新深浦町漁業協同組合の地区のうち、大字沢辺の区域	新深浦町第五区域 新深浦町漁業協同組合の地区のうち、大字岩崎及び大字松神の区域	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であって、主としてたら刺網漁業
----------------	------------------------	---------------------------	-------------------------	-------------------------	-----------------------------------	---	---------------------	------------------------------------

青森県告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、浪岡都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和八年三月十日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 施行者の名称  
青森市
  - 二 都市計画事業の種類  
浪岡都市計画下水道事業
  - 三 事業施行期間  
平成二年十月二十二日から令和十五年三月三十一日まで
  - 四 事業地
- 1 取用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成三十年三月十九日青森県告示第二百六号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成三十年三月十九日青森県告示第二百六号）の事業地のうち、青森市浪岡大字杉沢字山元、字平野及び字川合の各一部を削る。

青森県告示第三百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、黒石都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和八年三月九日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 施行者の名称

黒石市

二 都市計画事業の種類

黒石都市計画下水道事業

三 事業施行期間

昭和五十五年八月二日から令和十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成三十年三月二十六日青森県告示第二百四十一号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

污水計画において、都市計画事業計画の変更認可（平成三十年三月二十六日青森県告示第二百四十一号）の事業地のうち、黒石市大字浅瀬石字扇田を加え、大字山形町、大字前町、大字市ノ町、大字内町、大字甲大工町、袋井一丁目、袋井二丁目、ちとせ一丁目、ちとせ二丁目、長崎二丁目、追子野木一丁目、青山、八甲、角田、境松三丁目、追子野木二丁目、追子野木三丁目、大字浅瀬石字川合、

大字浅瀬石字清川、大字浅瀬石字川原田、大字浅瀬石字村元、大字浅瀬石字村上、大字中川字篠村、緑ヶ丘、野際一丁目、富田、富士見、田中、末広、松原において事業地を変更し、大字追子野木字前川を削る。

雨水計画において、都市計画事業計画の変更認可（平成三十年三月二十六日青森県告示第二百四十一号）の事業地のうち、黒石市道北町、ぐみの木一丁目、ぐみの木二丁目、松葉町、北美町一丁目、野添町、寿町、大字株梗木横丁、大字浜町、柵ノ木三丁目、柵ノ木四丁目、桜木町、春日町、美原町、青山、八甲、角田、柵ノ木一丁目、柵ノ木二丁目、大字牡丹平、字福民、字大街道南、字福民出石田間、旭町、花園町、若葉町、泉町、錦町、東町、京町、京町字寺町、弥生町、幸町、東新町一丁目、東新町二丁目、鍛冶町、浦町一丁目、浦町二丁目、大字山形町、大字前町、大字中町、住吉町、ぐみの木三丁目、緑町一丁目、緑町二丁目、一番町、大町一丁目、大町二丁目、大字寺小路、大字油横丁、大字元町、大字大板町、大字甲徳兵衛町、大字乙徳兵衛町、大字上町、大字横町、作場町、緑町三丁目、緑町四丁目、西ヶ丘、大字市ノ町、大字内町、黒石、境松一丁目、境松二丁目、境松三丁目の事業地を削る。

教育委員会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十八日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第二号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。  
第三条第二項の表学校教育課の項の次に次のように加える。

学校施設課

教育情報化推進室

第四条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とする。

第六条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第三十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条に次の一号を加える。

(教育情報化推進室)

十四 教育行政及び学校教育の情報化の推進に関すること。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

青森県立郷土館規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十八日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第三号

青森県立郷土館規則等の一部を改正する規則

(青森県立郷土館規則の一部改正)

第一条 青森県立郷土館規則(昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「館長は」の下に「、上司の命を受け」を加え、同条第二項中「副館長は」の下に「、上司の命を受け」を加える。

(青森県三内丸山遺跡センター規則の一部改正)

第二条 青森県三内丸山遺跡センター規則(平成三十年十月青森県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「所長は」の下に「、上司の命を受け」を加え、同条第二項中「副所長は」の下に「、上司の命を受け」を加える。

(青森県総合社会教育センター規則の一部改正)

第三条 青森県総合社会教育センター規則(平成元年六月青森県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「所長は」の下に「、上司の命を受け」を加え、同条第二項中「副所長は」の下に「、上司の命を受け」を加える。

(青森県立図書館組織規則の一部改正)

第四条 青森県立図書館組織規則(昭和三十二年五月青森県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「館長は」の下に「、上司の命を受け」を加え、同条第三項中「副館長は」の下に「、上司の命を受け」を加える。

(青森県立少年自然の家規則の一部改正)

第五条 青森県立少年自然の家規則(昭和四十六年七月青森県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「所長は」の下に「、上司の命を受け」を加える。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十八日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第四号

青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則

青森県総合学校教育センター組織規則(平成十年三月青森県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び教育相談課」を「、教育相談課及び遠隔教育推進課」に改め、同条に次の一項を加える。

3 遠隔教育推進課に、青森県遠隔教育センターを置く。

第三条第五項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条に次の一項を加える。

7 遠隔教育推進課においては、次の事務を所掌する。

一 遠隔教育に関する研修及び研究に関すること。

- 二 遠隔授業等の配信に関すること。
  - 三 遠隔教育に関する資料及び情報の収集及び提供に関すること。
- 第五条第一項中「所長は」の下に「、上司の命を受け」を加え、同条第二項中「副所長は」の下に「、上司の命を受け」を加える。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十八日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 条例第十一条の五第二項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 新たにへき地等学校に該当することとなった学校又は共同調理場に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前三年以内に当該学校又は共同調理場に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの
- 二 新たに採用された職員で、新たに採用された日（以下「採用日」という。）の前日に勤務していた学校又は共同調理場に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地等学校に該当することとなった学校又は共同調理場に勤務する職員で、指定日前三年以内に当該学校又は共同調理場に異動したことに伴って住居を移転したものとなるもの

2 前項各号に掲げる職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 前項第一号に掲げる職員 当該職員の指定日に勤務する学校又は共同調理場が同号に規定する異動の前日にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- 二 前項第二号に掲げる職員 当該職員が採用日前から職員として引き続き勤務していたものとした場合に前項（第一号に係る部分に限る。）及びこの項（前号に係る部分に限る。）の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七―五一（へき地手当等）第五条の規定は、令和七年四月一日から適用する。

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年三月十八日

青森県病院事業管理者 大 山 力

- 一 物品等の名称及び数量  
青森県立中央病院で使用する電気 の 供給  
契約電力 二千七百キロワット
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県病院局運営部管理課  
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和八年二月五日

五 落札者の名称及び住所

東北電力株式会社青森支店

青森市港町二丁目二の一九

六 落札金額

二億四千六百七十八万千六百四十七円

七 落札を決定した手続

十二か月の総額における予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和七年十二月二十四日

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付二十一円七十銭